

第四次和歌山県健康増進計画(案)に対する意見募集結果及び県の考え方について

【県民からの意見募集】

県民募集期間:令和6年2月14日(水)～令和6年3月14日(木)

意見提出件数:5名18件

No.	項目	ご意見の要旨	県の考え
1	身体活動・運動	<p>「身体活動・運動」について行われている事業は、多様性が欠けているのではないか。</p> <p>たとえば、健康にはラジオ体操、高齢者には介護予防体操、習慣化にはウォーキングやマラソン、と限定するのは時代遅れではないか。水泳やサイクリング、ヨガも健康のための運動であり、やりたいことやって健康を目指したい。</p> <p>これからの時代の運動の普及や推進として、多種目・多世代・多志向のすべての人が運動を親しめるような計画の内容や事業に修正していただきたい。</p>	<p>【原案のとおりとさせていただきます。】</p> <p>運動習慣のない方に、運動習慣を身につける動機付けとして、用具、設備、場所に関わらず誰でも日常的に行うことができるものとして、ウォーキングやラジオ体操を例示しています。</p>
2	第6章 計画の推進体制	<p>運動の普及や推進に注力をするのであるなら、第6章 計画の推進体制1計画を推進するそれぞれの役割に明記する主体として、総合型地域スポーツクラブやさまざまな競技団体を追加して、さらに他の主体・分野との連携に参画させるべきで、運動の普及や推進という分野では、専門性が長けており、協力してもらったほうがよいのではないか。</p> <p>運動の普及や推進という分野において専門性や実績が豊富な人たちの協力があれば、その事業の実現可能性も効果も高くなる。</p>	<p>【原案のとおりとさせていただきます。】</p> <p>148頁6章2に記載しているとおり、多様な主体・分野における連携を図ることとしており、総合型地域スポーツクラブやさまざまな競技団体については、地域や他の実施主体とも連携しながら健康づくりに関する取組への参加も期待されますので、今後連携してまいりたいと考えています。</p>

No.	項目	ご意見の要旨	県の考え
3	受動喫煙	<p>「望まない」受動喫煙のない社会の実現については、同意する。</p> <p>一方で、飲食店は、健康増進法の条件を満たせば喫煙可能であり、皆、法令に則り、ルールの下、営業している。飲食店＝喫煙できないといった誤った理解を生まないよう、最大限配慮していただきたい。</p> <p>現在、飲食店(特に、スナック・クラブ・ラウンジ等)は大変厳しい状況。たばこが吸えないと誤解されることで、お店に来ていただけないと、飲食店はやっていけなくなる。</p> <p>「望まない」受動喫煙を防止するため、健康増進法の目的の周知徹底と、吸う人と吸わない人が共生できる分煙の推進を切に願う。</p>	<p>【原案のとおりとさせていただきます。】</p> <p>健康増進法に基づき、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないよう、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指してまいります。</p> <p>健康増進法で定められた基準を満たせば喫煙室を設けることは可能であり、喫煙可能な設備を持った施設には指定された標識の掲示が義務付けられていること等、引き続き周知してまいります。</p>
4	受動喫煙	<p>未成年の喫煙や妊娠中の喫煙をなくすという目標には賛成しますが、家庭や飲食店における、望まない受動喫煙がない社会の実現を目指す部分については、賛同できない。</p> <p>飲食店においては、健康増進法の改正に伴い、既に望まない受動喫煙対策を実施しているため、これ以上、飲食店をいじめないでいただきたい。</p> <p>家庭はプライベート空間だと認識している。プライベート空間まで、行政機関の指示に従わないといけなのか。</p> <p>酒もたばこも一定のリスクはありながらも、違法ではなく、国が認めている大人の嗜好品であり、酒税、たばこ税が、県の財源になっている。啓発活動をするのであれば、公平でバランスの取れた活動であるべきである。</p> <p>酒やたばこで、生計を立てている家庭があり、また、その家庭には、子供がいる場合もあることをご理解いただきたい。</p>	<p>【原案のとおりとさせていただきます。】</p> <p>健康増進法では、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくすことを基本的考え方とし、家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、周囲の状況に配慮しなければならないものとするとしています。</p> <p>また、受動喫煙により、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の疾患のリスクが上昇することが報告されていることから、健康増進法の規定に基づき、「望まない受動喫煙のない社会の実現」に向け、取り組んでまいります。</p>
5	喫煙	<p>喫煙者の寿命は、我が国で、男性で8年、女性で10年寿命が短くなるというデータが発表されており、当然、健康でいられる期間も短くなる。喫煙率が高い都道府県ほど、平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高くなる。喫煙者は非喫煙者と比較して4.2年短くなるというデータが厚労省等から出されている。</p>	<p>【原案のとおりとさせていただきます。】</p> <p>国等が公表する調査結果や方針等を踏まえ、科学的根拠に基づきながら引き続き喫煙の健康影響について関係機関と連携しながら啓発に取り組んでまいります。</p>

No.	項目	ご意見の要旨	県の考え
6	喫煙	都道府県別の平均寿命と健康寿命は、喫煙率が低く、長年にわたりタバコ対策に取り組んできている府県の健康寿命が長い結果となっている。禁煙推進と受動喫煙防止は、生涯の健康な生活と健康寿命をのばすためにも極めて重要な施策となる。	【原案のとおりとさせていただきます。】 国等が公表する調査結果や方針等を踏まえ、科学的根拠に基づきながら引き続き喫煙の健康影響について関係機関と連携しながら啓発に取り組んでまいります。
7	喫煙	タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれ、肺深くまで吸わせ、依存性を強め、離脱を困難にしている。「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めるべきで、喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いします。	【原案のとおりとさせていただきます。】 国等が公表する調査結果や方針等を踏まえ、科学的根拠に基づきながら引き続き喫煙の健康影響について関係機関と連携しながら啓発に取り組んでまいります。
8	喫煙	タバコの依存性を強め禁煙離脱を困難にしているメンソールなどの禁止が施策として必須なので 我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を御地からも国へ要請いただきたい。	【原案のとおりとさせていただきます。】 法規制や監督機関の創設については、引き続き国の動向を注視してまいります。
9	喫煙	喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい。 禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けてはどうか。	【原案のとおりとさせていただきます。】 禁煙治療は、保険診療や保険者等による助成など各種支援がされていることから、本県としては引き続き治療や医療機関情報等の周知に取り組んでまいります。
10	喫煙	最近、「タバコハームリダクション」として、加熱式タバコ(ニコチン入り電子タバコを含む)を推奨する動きがある。これらのタバコの有害性は紙巻タバコに比べて決して少ないものではなく、数多くの添加物もあいまって依存に縛り付けるものである。万一にも与することのないようお願いする。	【原案のとおりとさせていただきます。】 加熱式たばこについては、長期の健康影響についてはまだ明らかとなっていませんが、健康への悪影響が否定できません。今後も科学的根拠に基づき、国の動向を注視しながら啓発に取り組んでまいります。
11	喫煙	健康づくりの行政や保健医療関係にとって、特に喫煙に関して高齢者などを惑わすフェイクには厳しい反論なり批判が不可欠である。貴管下への周知の検討をお願いします。	【原案のとおりとさせていただきます。】 県民一人ひとりがヘルスリテラシーを高め、適切な情報のもと健康づくりに取り組むことができるよう、科学的根拠に基づいた普及啓発に取り組んでまいります。

No.	項目	ご意見の要旨	県の考え
12	受動喫煙	内閣府の直近の調査でも、83.3%の人(喫煙者を含む)が受動喫煙の迷惑・有害性に怒っている。	【原案のとおりとさせていただきます。】 健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない社会の実現に向け、引き続き啓発に取り組んでまいります。
13	受動喫煙	健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共的施設や、歩道(路上)、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。	【原案のとおりとさせていただきます。】 健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない社会の実現に向け、引き続き啓発に取り組んでまいります。
14	受動喫煙	子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。	【原案のとおりとさせていただきます。】 健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない社会の実現に向け、引き続き啓発に取り組んでまいります。
15	受動喫煙	家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。厚労省のデータでも少なくとも年間15,000人が受動喫煙で亡くなっている。	【原案のとおりとさせていただきます。】 健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない社会の実現に向け、引き続き啓発に取り組んでまいります。
16	喫煙	世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップによる「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発を日本医師会や各地の医師会、府県レベルでは福島県・山形県・宮城県・京都府・熊本県などとも連携し、日本禁煙学会でも広く呼びかけている。御地でも協力・連携をお願いする。	【原案のとおりとさせていただきます。】 関係団体と連携しながら、効果的な方法を検討し普及啓発に取り組んでまいります。
17	喫煙・受動喫煙	「県庁、県議会棟の喫煙所を撤去し、敷地内全面禁煙とする」を追加していただきたい。	【原案のとおりとさせていただきます。】 喫煙の健康影響について、引き続き啓発してまいります。
18	喫煙	県民の取組として「タバコを栽培しない、販売しない」を追加していただきたい。	【原案のとおりとさせていただきます。】 タバコの栽培やたばこの販売は合法であるため、県民の取組としての記載は考えておりません。